

知的財産推進計画（コンテンツ分野）について

久保 雅一

まずは、今計画を取りまとめてこられた牛尾会長を始めとした知財事務局の方々のご努力に深く感謝致します。

以下、意見を述べさせていただきます。

1. 言葉の定義について

「ユーザー」「クリエイター」の定義が明確ではありません。制作会社は「クリエイター」に入るのか？「ビジネス」の言葉にも人格があるように書かれています。「クリエイター」に十分な報酬をと複数ありますが、それは個人に対してなのか会社に対してなのか不明です。

2. IP マルチキャスト放送の取り扱いについて

地上波デジタル放送に対する補完的扱いとして考えるのなら、過疎地における IP マルチキャスト放送は無料であればなりません。今会では IP マルチキャスト放送に対するコストが論議されたことは無かったと記憶しております。コストをきちんと把握した上で、積極活用の論議に入るべきです。

3. プロデューサーの位置づけについて

前案よりプロデューサー重視が読み取れる内容になっていると理解しております。しかし、現実的にはプロデューサーが適正なリターンを得られているのかと言えばそうではありません。クリエイター同様に苦しんでいるケースは多いと認識しております。クリエイターとプロデューサーが協力してヒットコンテンツができあがっている事実を今一度ご認識頂ければ幸いです。

4. 地上波デジタル放送を録画する際の「コピーワンス」について

「コピーワンス」がいったい何回になるのか、きちんとした議論がなされないまま緩和化が決定されることに不安を感じています。ユーザーに対し、私的複製の範囲、海賊版不使用、クリエイターへのリターンの意義など認知・モラル向上を図る活動が必要です。

5. 音楽用 CD の再販売価格維持について

音楽コンテンツの購入・試聴に関しては、ユーザー選択肢が急速に拡大しています。ネット購入者の増大や 500 円 CD も登場しており、再販除外に関しては関係諸団体との綿密なる情報交換を希望します。

6. 契約の自主基準・ひな形の策定について

映画・放送の自主基準・ひな形策定については、担当省庁が違うため、より一層の適正な意見交換が必要です。また、映画・放送の策定に参加している経団連には、民放連が加盟していますが、制作会社の大多数は非加盟です。このままでは公平感のある自主基準・ひな形作成は難しいと料します。ちなみに中間法人日本動画協会は総務省研究会におけるひな形作成作業から離脱しております。

以上となります。